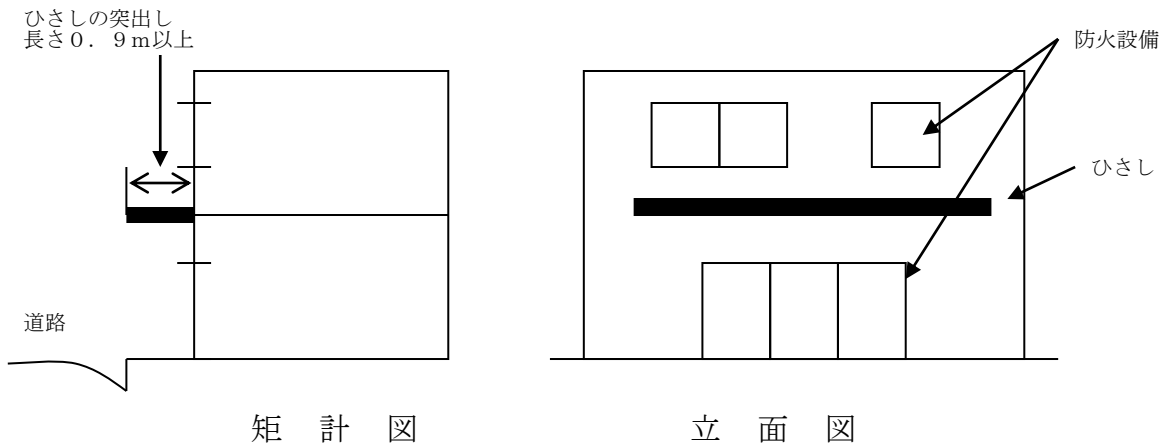
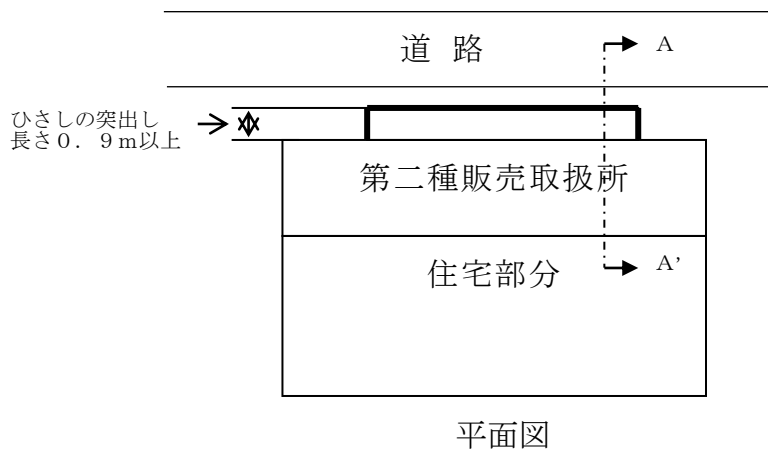


第 1 1 販売取扱所（危政令第 1 8 条）

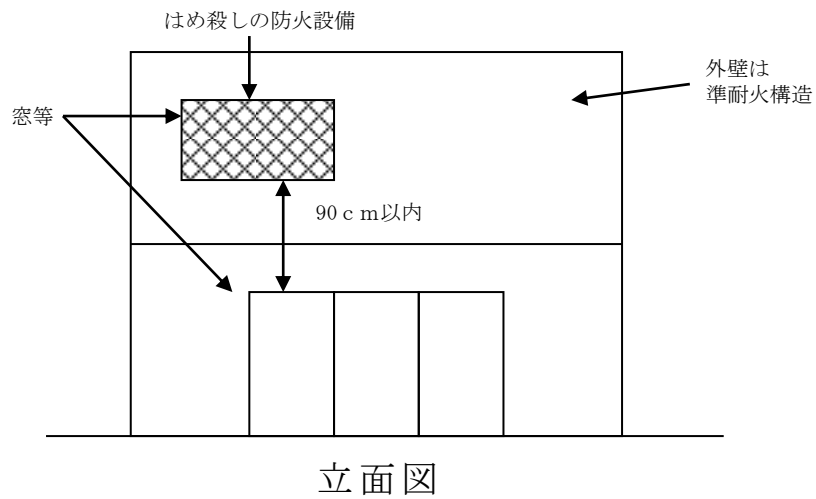
1 第一種販売取扱所（危政令第 1 8 条第 1 項）

- (1) 建築物の第一種販売取扱所の用に供する部分に柱を設ける場合は、当該柱の構造を危政令第 1 8 条第 1 項第 3 号に規定する壁の構造に準じたものとするように指導する。▲
- (2) 危政令第 1 8 条第 1 項第 3 号ただし書の規定による隔壁（以下「他用途部分との隔壁」という。）に出入口を設ける場合は、自動閉鎖式の特定防火設備とすること。
- (3) 他用途部分との隔壁に監視用 3 0 × 4 0 c m の窓（はめ殺しの網入りガラスとし、温度ヒューズ付特定防火設備を設けたもの）を設けることができること。（昭 5 1 . 7 . 1 2 消防危第 2 3 - 3 号質疑）
- (4) 販売取扱所の用に供する部分の床は耐火構造又は不燃材料とし、危険物が浸透しない構造とするよう指導する。▲
- (5) 販売取扱所に雨よけ又は日よけを設ける場合、支柱及び枠等は不燃材料とし、覆いは難燃性以上の防火性能を有するものとすることができること。
- (6) 販売取扱所に事務室その他取扱所の業務に必要な室を設ける場合は、次により指導する。（第 1 3 - 1 図参照）▲
 - ア 耐火構造又は不燃材料で造った壁で区画する。
 - イ 出入口には、自動閉鎖式特定防火設備又は自動閉鎖式防火設備を設ける。
 - ウ 出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとする。
 - エ 店舗に面した窓にガラスを用いる場合は、はめ殺しの網入りガラスとする。
 - オ 出入口のしきいの高さは、床面から 0 . 1 m 以上とする。



第13-2-1図 上階への延焼を防止するための措置例

(昭46. 7. 27消防予第106号通知)

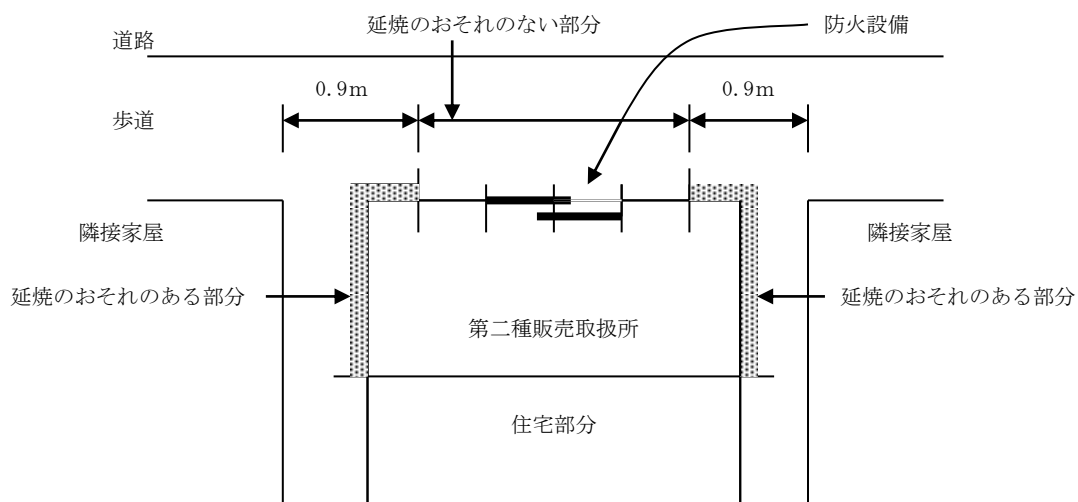


第13-2-2図 上階への延焼を防止するための措置例

(昭48. 8. 2消防予第121号質疑)

(3) 延焼のおそれのない部分

販売取扱所の両側に近接する建築物との間隔が0.9m以上である取扱所の部分は、延焼のおそれのない部分として運用することができること。(第13-3図参照) (昭46.7.27消防予第106号質疑)



第13-3図 「延焼のおそれのある壁又はその部分」及び「延焼のおそれのない部分」の例